

# 子ども・子育て支援新制度施行後の動き と見直しの検討について

平成30年5月28日

## 1 新制度施行後の主な動き

### 2 5年後見直しに係る検討について

- (1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
  - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
- (2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定される  
    いる主要な事項

# 1 新制度施行後の主な動き

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
○子ども・子育て支援法基本指針	○市町村計画※1・都道府県計画※2スタート【14】 （～H31年度）	○改正子ども・子育て支援法施行【17】 （仕事・子育て両立支援事業の創設等） ○改正基本指針※3施行【19】 （仕事・子育て両立支援事業の創設等）	○改正子ども・子育て支援法施行【20】 （事業主拠出金の率の上限引き上げ等） ○改正基本指針施行【23】 （子育て安心プラン等を踏まえた改正）	○改正子ども・子育て支援法施行【20】 （事業主拠出金の率の上限引き上げ等） ○改正基本指針施行【23】 （子育て安心プラン等を踏まえた改正）	○市町村計画・都道府県計画(第2期)スタート (H32年度～)
○量の拡充・質の向上	○消費税率10%引き上げ時に実施することとしていた0.7兆円メニューは全て実施【25】	○消費税率10%引き上げによる0.3兆円超メニューの、保育人材の待遇改善や放課後児童クラブと社会的養護の職員の待遇改善を実施【26】	○消費税以外の財源により実施する0.3兆円超メニューの、保育人材の待遇改善や放課後児童クラブと社会的養護の職員の待遇改善を実施【26】	○待機児童加速化プランの実施(H25年度～H29年度)【27】	○子育て安心プランの実施(H30年度～H32年度)【31】 ※H29年度から前倒し実施
○利用者負担の軽減	○市町村民税非課税世帯の幼稚園の保育料引き下げ【35】	○年収360万円未満相当世帯の負担軽減【35】 (多子軽減に係る兄弟の年齢要件の撤廃、ひとり親世帯の第1子半額、第2子以降無償)	○市町村民税非課税世帯の第2子の保育料完全無償化【35】 ○年収360万円未満相当世帯の軽減拡充【35】	○1号認定ごどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減【36】	

※1 市町村子ども・子育て支援事業計画

※2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

※3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
○公定価格 子ども・子育て支援新制度施行	○経験年数に応じた処遇改善等加算Ⅰの改善【38】 (+3%→+5%へ) ○技能・経験に応じた保育士等の処遇改善等加算Ⅱの創設【40】 ○幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査の結果等を踏まえて「公定価格に関する議論の整理」をとりまとめ【44】	○処遇改善等加算Ⅱに係る配分方法の弾力化【45】	○平成25年度から29年度末までの5年間で合計約11%の改善を実現【47】		
	○私立幼稚園の認定こども園等への円滑な移行のための準備支援【53】 (事務経費の補助)	○改正認定こども園法※1 施行【55】 (認定こども園(幼保連携型以外)の認定等の指定都市への権限移譲) ○新たな幼保連携型認定こども園教育・保育要領施行【56】 (併せて幼稚園教育要領、保育所保育指針施行)			

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

【 】内の数字は、資料3－2のページ番号に対応

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
子ども・子育て支援新制度施行 ○地域子ども・ 子育て支援 事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園における待機児童の受入れ促進【60】（一時預かり事業（幼稚園型）における長時間加算の充実（※一部自治体）及び職員要件の柔軟化）</li> </ul> <p>○放課後子ども総合プランの実施（H27年度～H32年度）【62】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園における待機児童の受入れ促進【60】（一時預かり事業（幼稚園型）における長時間加算の充実の全国適用及び長期休業中の単価の充実）</li> </ul> <p>○「放課後子ども総合プラン」を「新しい経済政策パッケージ」に基づき前倒しし、平成30年度末までに30万人分の受け皿整備【63】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園における2歳児等の受入れ促進【61】（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の創設等）</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○仕事・子育て両立支援事業の創設【67】（企業主導型保育事業等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン、再発防止のための事後的な検証について通知【69】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来の「認可化移行運営費支援事業」「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」をして位置づけ、実施【71】</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体における幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの育成・配置等を推進体制構築事業の開始）</li> </ul>		【 】内の数字は、資料3－2のページ番号に対応

項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	摘要
子ども・子育て支援新制度施行 ○関連閣議決定	<p>○ニッポン一億総活躍プラン【73】 (希望出生率1.8に向け保育士の待遇改善、多様な人材の確保)</p> <p>○骨太の方針2016※1【78】 (待機児童の解消等の保育の受け皿等の確保、保育士の待遇改善の実施)</p>	<p>○骨太の方針2017※2【80】 (企業主導型保育事業の活用と多様な保育の受け皿の拡充)</p> <p>○新しい経済政策ノックページ【82】 (幼児教育の無償化、子育て安心プランに基づく保育の受け皿整備の前倒し実施等)</p>			

※1 経済財政運営と改革の基本方針2016

※2 経済財政運営と改革の基本方針2017

【】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

※ 制度の施行状況を勘案し、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画作成に向けて、基本指針の見直しについて検討が必要

## 2 5年後見直しに係る検討について

### 子ども・子育て支援法附則の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項において、法律の施行後5年を中途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとされている。

### 検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

- (1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項  
ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目  
イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
  - (2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項  
ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項  
イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など
- (1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

### 参考

- 子ども・子育て支援法(平24法65)  
附 則  
(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 6

## 2(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	根拠法令等
◎幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例【87】	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条
◎幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例【88】	・教育職員免許法附則第19項 ・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
○みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置【91】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項
○幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例【92】	・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号)
○新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置【93】	・子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号)

【】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

項目	根拠法令等
○みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置【94】	・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)
○地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置【95】	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条
○地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置【95】	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条
○小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)【95】	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条
○小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)【95】	・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条

◎は法律の改正が必要な項目 ○は政省令等の改正が必要な項目

【】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

# ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(抄)

## (職員)

- 第十四条 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならぬ。  
2 幼保連携型認定こども園には、前項に規定するもののほか、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、事務職員、栄養教諭、栄養士、養護教諭、主幹栄養士を置くことができる。  
3～19 (略)

## (職員の資格)

- 第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録(第四項及び第三十九条において単に「登録」という。)を受けた者でなければならない。  
2～6 (略)

## 附 則(平成24年法律第66号)

### (保育教諭等の資格の特例)

- 第五条 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかるわらず、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(第三項において単に「登録」という。)を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭又は講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

- 2 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第四項の規定にかかるわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状(教育職員免許法第四条第四項に規定する臨時免許状をいう。)を有する者は、助保育教諭又は講師(助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)となることができる。

- 3 施行日から起算して五年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第49号)附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号による確認を受けていないもの(登録を受けている者に限る。)については、同条第七項の規定は、適用しない。

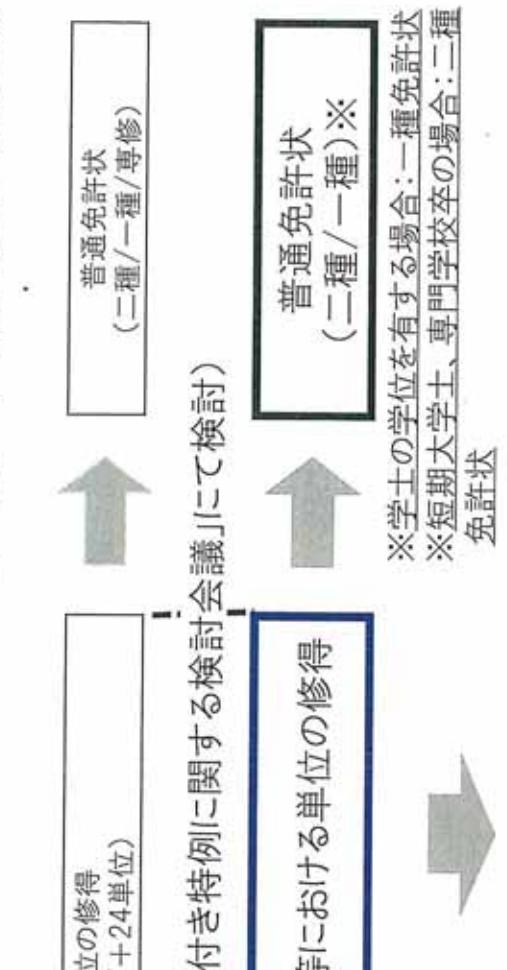
# 幼稚園免許状取得の特例の概要

[目的]

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：74%

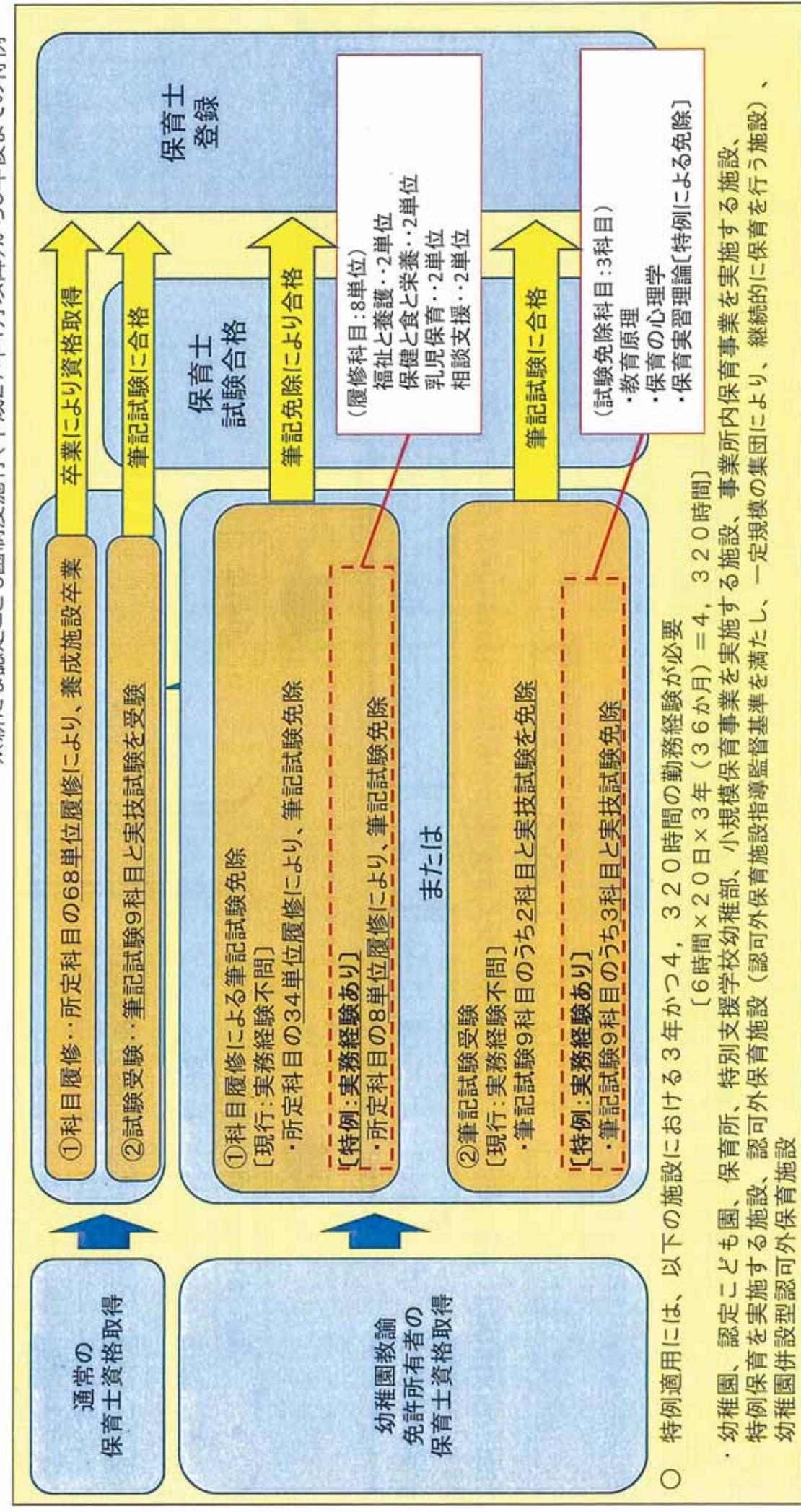
※新たな認定こども園制度施行（平成27年4月以降）から5年間の特例

【通例：大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



# 保育士資格の取得の特例の概要

- 幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得について、履修科目・試験科目を軽減する特例を設ける。
  - ※幼稚園で働く幼稚園教諭の75%が保育士資格を併有
  - ※新たに認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年までの特例



# 幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭の保有割合

保有資格＼年度		人数		割合	
	H29年度	H28年度		H29年度	H28年度
両方保有	73, 126	54, 088	89. 2%	87. 8%	
どちらか一方のみ保有	8, 876	7, 538	10. 8%	12. 2%	
幼稚園教諭のみ	2, 272	2, 104	2. 8%	3. 4%	
保育士のみ	6, 604	5, 434	8. 1%	8. 8%	
総 数	82, 002	61, 626	100. 0%	100. 0%	

(参考)

	H29.4.1現在	H28.4.1現在
幼保連携型認定こども園の施設数	3, 618	2, 785

## 2(1)イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

年 度	提 案 事 項
H28※1	①一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲【100】
H28	②幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和【101】
H28	③子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化【102】
H28	④保育標準時間と保育短時間の統合【105】
H28	⑤子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について【106】
H29※2	⑥認定こども園における保育料に対する徴収権限の強化【107】
H29	⑦認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し【108】
H29	⑧子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化【110】

※1 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)

※2 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)

※ いすゞでも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。

## 2(2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

量の拡充・質の向上	○〇. 3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るために、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。 (経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定))
待遇改善	○保育士の確保や他産業との賃格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととして、2017年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))
幼児教育の無償化	○幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については保育の必要性及び公平性の観点から本年夏までに結論を出すこととされている。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))
その他	○「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに前倒しすることとし、引き続き放課後児童クラブの受け皿の整備を図る。 (新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))